

# 2019年度 事業計画

社会福祉法人岡谷市社会福祉協議会

## I 基本姿勢

岡谷市社会福祉協議会は、岡谷市における地域福祉の推進を図ることを目的とし、「みんなで築く みんなの福祉 みんなの未来(あした)」を基本理念とした第3次地域福祉活動計画に基づく事業を展開しています。

事業推進に当たっては、行政、各区、地区社協、民生委員・児童委員、ボランティア、医療、介護保険事業所、学校、企業等の関係の方々とのネットワークを築き、つながりを強化し、地域の活動を共に考え、支援することを基本に置き、協働による福祉の地域づくりを推進しているところです。

なお、岡谷市は、2019年度からのまちづくりの指針となる、第5次岡谷市総合計画の初年度として、将来都市像である「人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷」の実現に向けて、新たな10年間が始まります。

第3次地域福祉活動計画は、6年計画の後半の4年目を迎える中、社会情勢や岡谷市の動向も踏まえ、各事業の進捗に合わせて計画を点検、評価し、必要な見直し、あるいは新たな課題にも積極的に取り組みます。

## II 2019年度の総体的な取組み

### 1 地域福祉

国は今後の福祉改革を貫くコンセプトとして「地域共生社会」実現の方針を示し、2018年4月には、改正された社会福祉法が施行され、地域共生社会の実現に向けた取り組みが本格化しました。

私たちが暮らす岡谷市においても、少子高齢化の進展、貧困や社会的な孤立の問題などを背景に、福祉課題は多様化、複雑化して地域の中に広がっています。

こうした状況を踏まえ、2018年の岡谷市社会福祉大会では、ともに支え合う地域づくりのための住民参加、協働の取り組みの拡大、地域のつながりの再構築など、これからの地域福祉の実践課題を整理し、大会宣言として広く市民の皆様呼びかけました。

岡谷市社会福祉協議会は、第3次地域福祉活動計画に基づく地域福祉事業の積極的な展開を基本に置きながら、岡谷市の地域福祉施策と連携・協力して、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、総合相談、生活支援、住民主体による福祉活動の推進と支援、岡谷市成年後見支援センターを中心とした権利擁護の取り組みの強化などを行います。

また、岡谷市が進める、地域サポートセンターの体制や機能強化などの、ともに支え合う地域づくりに関わりながら、それぞれの地域が特性を活かし、主体的に取り組む地域福祉活動や目指す地域づくりを地域と一体となって、推進します。

## 2 介護保険、障害福祉サービス

社会福祉協議会の介護保険、障害福祉サービスは、幅広く地域福祉の推進に取り組む社会福祉協議会の特性を活かして、他の事業所が取り組みにくい複合課題を持つ利用者の積極的な受け入れ、総合相談、多くの地域資源との連携、権利擁護など他の制度や事業へのつなぎ等、個別支援と地域支援の相乗効果やセーフティーネット機能が期待されています。

また、介護保険、障害福祉サービスにおける社会福祉協議会の役割としては、地域と事業所をつなげる等の事業所との連携や制度外の取り組みとしての住民への啓発、介護保険事業と地域福祉活動の連携、社会資源の開発等が求められています。

以上の事からも、社会福祉協議会が介護保険、障害福祉サービスを実施する強みを活かし期待に応えるために、引き続きより質の高いサービスの提供、そのための体制の強化・充実に努めます。

## Ⅲ 重点事項

### 1 地域共生社会実現に向けての取組み

#### (1) 支え合いの地域づくり

岡谷市では、自助・互助・共助・公助による地域の支え合いを実現するために、各区に地域福祉の拠点となる地域サポートセンターが設置されています。

今改めて「支え合いの地域づくり」を進めるにあたり、地域サポートセンターが地域づくりの活動拠点となり、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる場として、また地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める役割を担うことを、関係者、関係団体等がもう一度確認・理解し共有することが重要です。

岡谷市社会福祉協議会は、岡谷市及び各区など地域と連携、協力し、地域における支え合いの意識の醸成と広がりを図るとともに、地域の主体性を大切にしながら、状況に応じた情報提供、働きかけ、活動支援等を行い、支え合いの地域づくりを推進します。

また、岡谷市からの受託事業である生活支援体制整備事業は、支え合いの地域づくりを目指す地域サポートセンターなど総合的な地域づくりの取組みを進める中で、主に高齢者の切り口から考える生活支援の体制を整備するものであり、生活支援コーディネーターを中心に、地域のニーズ及び資源の把握と見える化、地縁組織等多様な主体への協力依頼、働きかけ、関係者のネットワーク化など進めます。

## (2) 地区社会福祉協議会活動の推進

岡谷市内全ての区に設置されている地区社会福祉協議会（地区社協）は、市社協と連携・協力のもと、各地区において住民の互助・共助により地域福祉を推進するための各種事業や活動を行う団体です。

現在、地区社協が行っている、地域における出会い、ふれあい、支え合いを実現する地域福祉活動や地域住民への福祉活動の啓発、その他地域の特性に添った事業や活動は、今後益々その重要性が高まるところです。

岡谷市社会福祉協議会は、地域福祉を推進するパートナーとして、地区社協の活動を支援します。

## 2 岡谷市成年後見支援センター

岡谷市からの受託事業として、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方に対し、「成年後見制度」を活用した専門的な支援を行う拠点として、岡谷市成年後見支援センターを設置します。

また、岡谷市社会福祉協議会における法人後見受任体制を整備し、センター事業として受任時の後見人等の事務を担います。

運営にあたっては、行政、専門職、関係機関等と協力・連携を図り、共通課題に対しては、諏訪6市町村を始めとした広域的な取り組みも行いながら、権利擁護、成年後見制度利用支援を進めます。

## 3 法人運営

地域共生社会を目指す取り組みが進む中、地域福祉の推進を図る社会福祉協議会も、事業、活動の方向性と果たすべき役割をあらためて確認することが求められています。

岡谷市社会福祉協議会は、社会の大きな変革の中、誰もが安心して豊かに暮らせるまちの実現に向かって、改めて地域とのつながりを強め、先を読み、もうひと手間、もう一工夫する活動を積み重ねながら、計画的な人材の確保や研修による育成、職員体制の適正化を図り、地域の信頼に応えられる社会福祉協議会を目指して活動します。

## Ⅳ 事業の実施計画

### 基本目標 1 地域福祉活動の輪を広げる

#### (1) 福祉意識の普及

- ① 市社会福祉大会の開催  
多くの方に参加していただき、福祉に対する関心を持ってもらうため、福祉の一大イベントとしてふれあい祭り、ボランティア祭りと併せて開催する。
- ② 県社会福祉大会への参加（駒ヶ根市）
- ③ 社協だより「ゆめ」の発行（年 12 回・全戸配布）  
事業、活動、福祉情報、ボランティア情報等掲載
- ④ 地区社協だよりの発行  
地域住民に地区社協活動を周知するとともに、理解協力及び福祉活動への参加を促進するため地区社協だよりの拡充を図る。
- ⑤ 新聞等報道機関の協力
- ⑥ 福祉教材の貸出
- ⑦ 福祉教育の実践  
地域、学校等へ出向き、より身近な問題として考えあう場づくりを行う。  
（福祉学習会、手話・点字・車いす・アイマスク・高齢者疑似体験等の体験学習会）
- ⑧ ボランティア入門講座  
何か始めたいという人を対象に、きっかけづくりとなる講座を開催する。
- ⑨ 出前講座の活用  
職員が講師となり、地域等に出向き、福祉意識の普及、啓発を図る。
- ⑩ 社会福祉推進校事業の推進  
小中高 14 校（全校）を社会福祉推進校に指定し、教育委員会、学校との連携を強化するとともに、福祉活動への助言及び活動の助成を行い、学校における福祉教育を推進する。また、学校現場と協働して福祉学習が展開できるような学習メニューの検討を行い、活用してもらえるよう積極的に学校への周知を図る。
- ⑪ ボランティア活動体験事業（サマーチャレンジ）  
ボランティア活動へのはじめの一步を踏み出すきっかけづくりとして、中・高校生、専門学生、短大生、大学生、シニア大生、一般の方を対象に、夏休み期間中に市内の福祉施設等でのボランティア体験を行う。  
特に参加者の多い中学校とは連携を密にし、活動後に参加者に提出してもらう振り返りシートを情報提供するなどして、生徒の活動の様子を知ってもらう機会とする。  
諏訪地方 6 市町村で開催されることの周知を行う。
- ⑫ こどもの居場所・こども食堂  
行政、関係機関等の動向を踏まえつつ、市民活動の支援につながる情報発信や交流の機会をつくる。
- ⑬ パラスポーツ応援企画  
パラスポーツを通して、市民に障がい者についての理解と福祉意識の高揚を図る。

## (2) ボランティア活動への支援

- ① ボランティア連絡協議会との連携強化
- ② 市民活動のネットワークづくりを進め、ボランティアコーディネート機能の充実を図る。
- ③ ボランティア等に対する地域福祉活動振興補助事業の実施
- ④ ボランティア登録、相談事業の充実
- ⑤ ボランティア保険の加入促進
- ⑥ 朗読ボランティア養成講座の開催（5回シリーズで年1回）
- ⑦ ボランティア祭りの開催

ボランティア等の活動内容の発表の場づくりを行い、市民へのボランティア啓発を図ることを目的に多くの方に参加してもらうよう、社会福祉大会と同時開催とする。

## (3) 地区社協への支援

- ① 地区社会福祉協議会の充実と活動の推進

積極的に地区へ出向き、地区社協が実施する地域福祉活動を支援し、一体となって地域福祉の推進を図る。

基盤強化助成金

- ② 地区社協会長等視察研修の開催
- ③ 地区社協役員研修会の開催
- ④ 地域福祉活動振興補助事業

地区社協が行う地域福祉活動に対し、事業費補助を行う。

重点的に推進する事業に効果的に補助が行えるよう、補助メニュー、補助基準を常に見直していく。

## (4) 社会参加への支援

- ① 地区主催「敬老事業」への助成

事業及び助成の在り方の検討、調整

- ② 岡谷市高齢者クラブの支援

地域において高齢者の生活を支える重要な地域資源として支援し、高齢者の社会参加を促進する。

- ③ 高齢者の社会参加促進事業

- ④ 障害者地域生活支援事業（市受託事業）

障がい者の自立した日常生活と社会参加の促進を図る事業の推進

ア 手話通訳者設置事業

イ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

ウ 6市町村手話奉仕員養成講座（4 1回シリーズで年1回）諏訪6市町村在住者対象

エ 手話奉仕員フォローアップ講座の開催（5回シリーズで奉仕員2回、通訳者1回）

オ 声の広報発行事業（年12回発行）

カ 生活訓練等事業

キ 芸術・文化活動振興事業

ク レクリエーション活動等支援事業

- ⑤ 岡谷市障害者福祉推進実行委員会による障がい者福祉の推進  
福祉バザー、ふれあいの集い、ふれあい祭り、おどり連の太鼓祭り参加、生活訓練、芸術文化講座、スポーツ教室、スポーツ大会、障がいに関する学習会等

(5) 福祉施設運営サービスの充実

- ① おかや総合福祉センター管理経営事業（岡谷市指定管理事業）  
福祉施設としての大浴場、福祉風呂、温泉リハビリ施設や生涯学習施設としての研修室の適正な管理に努める。またプレイルーム、芝庭、足湯など、こどもから高齢者まで、家族で気軽に立ち寄れる憩いの場として、さらに幅広い利用の促進を図る。
- ② 地域活動支援センター管理運営事業（市受託事業）  
働くことが困難な障がい者の日中の活動を支え、社会参加の場を提供する。新たな利用者の開拓など、機能の充実を図る。

(6) 福祉活動の基盤整備

- ① 地域サポートセンター体制整備・拡充事業  
行政とタイアップして地域サポートセンターの活動活性化を図る。  
ア 身近な福祉コミュニティ活動の拠点としての機能を再確認するとともに、地域の実情を把握し、地域の特性を生かした活動につなげる。  
イ 地域サポートセンター事業・活動に対する地域福祉活動振興補助事業の実施
- ② 各種団体への助成

## 基本目標２ 福祉サービスの利用を促進する

(1) 情報提供の充実

社協だより「ゆめ」、ホームページ、フェイスブック等独自の情報媒体、外部の各種メディアの活用により、情報提供の充実を図る。

(2) サービスの提供

- ① 日常生活自立支援事業の推進（県社協受託事業）  
認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の権利擁護を目的として、自立した地域生活が送れるよう、本人の希望に合わせて福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行う。  
生活支援員の増員、研修会参加等資質向上を行い、支援の充実を図る。  
成年後見制度利用促進に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化する。  
・事業の仕組み  
実施主体 県社会福祉協議会  
基幹的社協 岡谷市社協（所管地域：岡谷市内）
- ② 金銭管理、財産保全サービス事業の推進（市社協単独事業）  
日常生活自立支援事業の対象外となる方を補完する事業として、契約に基づき、日常的な金銭管理サービス等を提供する。
- ③ 岡谷市成年後見支援センターの運営  
専門職や関係機関等との連携を図り、「成年後見制度」を活用した専門的な相談支援機関としての役割を担う。

### (3) 福祉の相談窓口の充実

複雑多岐にわたる生活課題を受け止め、支援の入口として、関係機関はもちろん、福祉サービスにつなげる役割を果たす。また相談内容、結果情報を共有することにより、職員のスキルアップを図り、組織全体の相談機能の強化を図る。

- ① 福祉総合相談（心配ごと相談、家庭介護相談）  
月曜～金曜日 8:30～17:15 職員が福祉のあらゆる相談を受け付け、必要に応じ、弁護士などの専門職、関係機関につなげる。
- ② ふれあいおしゃべり電話  
月曜～金曜日 8:30～17:15 職員が電話で相談に応じる。
- ③ 結婚相談事業  
火曜・第1・3土曜日 10:00～16:00  
第2・4木曜日 18:00～21:00  
専任の相談員が対応に当たり、個別の見合い、登録者を対象にアンケートの実施と講座の開催、結婚相談登録者広報事業、パンフレットの作成、広告掲載等による相談所の周知を行い、相談機能、登録制度の充実を図る。
- ④ ハートリーフ事業  
最良のパートナーとの出会いの場づくり（パーティー形式等）
- ⑤ ながの結婚支援ネットワーク・諏訪広域連合婚活事業への参加、協力

### (4) サービスの質の向上

- ① 苦情解決の対応  
苦情に対して適切な対応により、利用者個人の権利を擁護するとともに、事業所の信頼や適正化の確保を図る。
- ② 第三者委員の設置
- ③ 介護事業所別の相談・苦情対応
- ④ 職員の資質向上のための研修会等への参加

## 基本目標3 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるようにする

支え合いの地域づくりを進める中では、これまで継続してきた既存の事業も、互いに関連性、補完性をもって地域住民の暮らしを支えていること、あるいは将来の暮らしを支える基盤づくりに通じていることをあらためて認識して取り組むことが大切である。

各事業のより一層充実した姿を目指すこと、また、事業相互で連携協力できる部分や共通課題を探り、関わり合う工夫、アイデアを出し合いながら事業に取り組む。

### (1) 地区社協との協働による福祉活動の実践

- ① 地区社協活動の実践  
会食会、配食会、高齢者等宅への訪問事業等の活動を通しての地域住民とのつながりづくり、声掛けや見守りによる安否確認、また、地域住民の困りごとや地域の課題についての把握を行い、地域の支え合いを推進する。  
地域の実情に応じた福祉活動への展開につなげるためのひとつの方法として、地域アセスメント（地域診断）を取り入れる。また、地域アセスメントを実践していくための勉強会を開催する。

## ② 福祉推進員活動の活性化

福祉推進員の役割についてのPR、また、民生委員・児童委員をはじめとする関係団体との連携の強化を図り、身近な地域における見守り役としての活動の活性化を図る。

## ③ 地域支え合い会議（旧 地区地域福祉推進会議）

地区社協、福祉推進員、民生委員・児童委員等の関係者が集まり、日頃からのつながりや地区社協活動を通じて気づいた地域の気になること、気になる人等についての情報を共有するとともに、これからの支え合いの地域づくりについて住民同士がともに考え、誰もが安心して暮らせる地域について検討する。

## (2) 高齢者・障がい者在宅サービスの充実

### ① 生活支援体制整備事業（市受託事業）

地域に暮らす人誰もが生きがいを持って在宅生活を継続していくことができるような支え合いの仕組みづくりを行うため、生活支援コーディネーターを中心に地域のニーズや資源を把握し情報発信するとともに、地縁組織等多様な主体への協力依頼、働きかけ、関係者のネットワーク化を進める。

### ② 生きがいデイサービス事業（市受託事業）

高齢者の引きこもり防止、またひとり暮らし高齢者の孤独感や疎外感を解消する等、高齢者が生きがいを持って地域で暮らせる支援事業を推進する。また、研修会を開催し、地区活動援助員、ボランティアを担う地域の人材確保について支援する。

### ③ まゆっこサポート（住民参加型在宅福祉サービス）（家事援助・団体保育）

住民による支えあい活動のシステムとして、社協に会員登録をしてもらい、低額な料金で家事援助や団体保育のサービスを提供する。協力会員を広く募るとともに、生活支援の体制を充実する。

### ④ ふれあいいきいきサロン事業

誰もが気軽に集える「ふれあいいきいきサロン」の場づくりを進め、活動費の助成だけでなく、立ち上げや運営についての相談にも応じる。また、年に1回交流会を開催し、活動者どうしの情報交換の場をつくる。

### ⑤ 車いす移送車レンタカー事業

車いす使用者等の生活圏の拡大を援助する。

### ⑥ 車いす貸出し事業（介護保険適用以外）

### ⑦ 福祉機器リサイクル事業

## (3) 介護保険事業・障害福祉サービス事業の充実

より質の高いサービスの提供のため、職員研修、他事業所、地域包括支援センター等と連携し、サービス提供体制の充実を図る。また、新たなサービスに取り組むとともに、事業の効率化を進め、健全経営に努める。

### ① 居宅介護支援事業所（介護支援専門員による支援計画作成等）

要介護認定者の支援計画作成等を行う。

### ② 介護予防・日常生活支援総合事業支援業務（市受託事業）

介護予防認定者の支援計画作成等を行う。

### ③ 特定高齢者介護予防（市受託事業）

対象者宅を訪問し、生活機能に関する問題を把握、評価し、支援を行う。

### ④ 特定相談支援事業・障害児相談支援事業

障がい者（児）のサービス等利用計画作成等を行う。



- ⑤ 訪問介護事業所（ホームヘルプサービス）
  - ア 訪問介護
  - イ 日常生活総合事業訪問介護
  - ウ 障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）
  - エ 実費利用支援サービス
- ⑥ 就労継続支援B型事業所
  - 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会提供と就労に必要な知識と能力の向上訓練を行う。

#### (4) 子育て支援サービスの充実

- ① 育児ファミリーサポートセンター事業（保育/市受託事業）
  - 安心して子育てができるよう、会員制による相互援助活動を行う。
    - ア 提供会員、依頼会員の募集、登録
    - イ 相互援助活動の調整
    - ウ 提供会員に対する講習会等の開催
- ② ひとり親世帯対策事業への助成と援護活動
- ③ 児童遊園地の新設、遊具等の整備助成事業

#### (5) 安全・安心な市民生活をサポートするサービスの充実

- ① 戦没者慰霊事業
- ② 罹災者に対する見舞事業
- ③ 災害ボランティアの事前登録
- ④ 災害ボランティアコーディネーター等の養成・研修の開催
- ⑤ 支援協力体制の整備
  - 平常時からの近隣住民相互の情報共有により、対象や方法を限定しない支援とともに、岡谷市災害時要援護者避難支援プランに基づき、市、区、地区社協等と連携し、災害時要援護者避難支援体制整備に取り組む。
- ⑥ 長野県内社協災害時相互応援協定・諏訪ブロック社協における相互応援協定・諏訪圏青年会議所・岩手県山田町社協との相互応援協定による協力体制の強化
  - 普段から顔の見える関係づくりにより、有事に備える。
- ⑦ 災害時における救援活動並びに生活支援
- ⑧ 生活困窮者サポート事業
  - 貸付、物資の支給及び相談支援を行うことにより、生活困窮者生活就労支援センター（まいさぼ岡谷）と連携して、経済的自立支援及び生活意欲の助長等を図り、安定した生活を送れるよう支援する
    - ア 助け合い資金貸付事業（市社協単独事業）
      - 生活の自立を図ることを目的に、つなぎ資金として貸付を行う。
    - イ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
      - 低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯及び離職者等を対象に、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、貸付を行う。
    - ウ フードバンク等の活用

## 基本目標4 社会福祉協議会の基盤を強化する

地域福祉のあるべき方向性を見極め、市民に信頼される社会福祉協議会を目指す。

### (1) 組織の強化

#### ① 新たな事業展開への取り組み

国の動向を注視しながら、これからの岡谷市の地域福祉の在り方、方向性について行政、関係機関等と連携、調整を図る中で、社協の果たす役割をあらためて確認し、将来を見据えた事業展開に取り組む。

#### ② 職員体制の強化

各部門、事業間での連携を一層図るとともに、計画的な職員採用を進め、事業推進体制を強化する。

#### ③ 社会福祉協議会職員の資質の向上

職員が、社協全体を理解し、共有したうえで、社協職員としてそれぞれの業務を進めるよう全体研修を通し、個々のスキルアップを図る。

#### ④ 地域福祉活動計画の点検・評価

#### ⑤ 会員の増強

岡谷市社協の役割、会費の使い道等、市民に充分理解されるよう努め、地区社協の基盤強化と活動の充実とともに、会員の増強を図る。

#### ⑥ 諏訪ブロック内各社協との連携強化

### (2) 財源の強化

#### ① 岡谷市社会福祉協議会会費

#### ② 赤い羽根共同募金運動

共同募金運動に協力し(事務局)、PR等募金の充実を図り、市民の善意の募金を各種事業に効果的に活用する。

#### ③ 岡谷市社会福祉協議会福祉基金及び準備基金

基金の効率の良い運用を図るとともに、災害時等の緊急支援のため活用する。

#### ④ 経営安定化積立金

地域福祉推進のための職員体制強化の原資とする。

#### ⑤ ボランティア及び災害活動者遺児育英資金